

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の 随時見直しについて

長野市農業振興審議会

令和5年  
7月18日

資料4-1

## 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）の概要

### （1）基本構想の策定趣旨

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づき、県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、効率的かつ安定的な農業経営の目標や農用地の利用集積目標等を定めたもの

### （2）計画期間

令和2年9月策定～（基本方針の期間につき定める（法施行令第2条））

- ・基本方針は10年後を見通して概ね5年ごとに策定（法施行令第1条）
- ・現行の基本方針はR1.10策定～R6年度まで

### （3）基本構想見直しの種類

- ①定期見直し：概ね5年ごと
- ②随時見直し：法改正による見直し

## 2 基本構想の見直しについて

### (1) 見直しの概要

- 令和5年4月の改正法施行を踏まえ、**令和5年6月に県の基本方針が見直された。【随時見直し】**
- 基本構想は県の基本方針の改定に合わせて見直すこと（法第6条第3項）とされているため、今回見直しを行わなければならない。
- なお、国の改正附則において、旧基本構想は6ヶ月の経過措置期間が定められていることから、**令和5年9月末までに新基本構想を策定しなければならない。**

### (2) 主な見直し事項（※下線部分を追加）

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 四 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 六 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項  
地域計画策定における協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他

※県基本方針の所得目標・経営指標・集積目標等は、令和6年度の【定期見直し】で見直し予定  
**今回の【随時見直し】では法改正に係る内容（主に「地域計画」に関する内容）を中心に見直すこととする**

### 3 スケジュール

6月21日	県から「基本方針見直し」通知
7月12日	農業委員会役員会
7月18日	農業振興審議会
7月31日	【法定】 農業委員会総会⇒意見聴取
7月下旬	【法定】 J A ⇒意見聴取
8月上旬	【法定】 県へ協議書提出
8月下旬	【法定】 県同意
9月上旬	【法定】 公告

## 4 基本構想 主な見直し事項

### 全体

#### 人・農地プランから地域計画への移行に伴う用語の見直し

「人・農地プラン」→「地域計画」へ修正。

「中心的経営体」→「中核的経営体」へ修正。

※中核的経営体：認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者の総称

### 新旧対照表 P5～

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

➤2020農林業センサスの結果から、各種数値を修正。

### 新旧対照表 P15～

#### 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項（新設）

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

2 市が主体的に行う取組

3 関係機関との連携・役割分担

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について記載。

## 4 基本構想 主な見直し事項

### 新旧対照表 P17～

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画策定を通じた農用地の集団化（集約化）に係る考えを追記。

### 新旧対照表 P19～

#### 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（新設）

➤地域計画策定に向けた協議の場の設置に関する事項等について記載。

利用権設定等促進事業に関する事項

➤法改正に伴う農地中間管理事業への統合と、移行期間中の措置について記載を追加。

農地利用集積円滑化事業に関する事項（削除）

➤農地中間管理事業へ移行したことを踏まえ、記載を削除。